第10章 環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における、当該環境の状況の把握のための措置

事後調査計画の検討に当たっては、以下に示す考え方を基本とした。

- (1)事後調査の必要性等の検討に当たっては、「予測の不確実性の程度」、「環境保全措置の効果の程度」を勘案する。
- (2)事後調査項目、手法の選定に当たっては、事後調査の結果が環境影響評価の結果と比較できるような内容とする。
- (3)事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査手法を選定するものとする。
- (4)事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合又は予測された場合には、関係機関と連携をとり、必要な措置を講ずるものとする。

10-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査を行うこととした理由を表 10-1-1 に示す。

10-2 事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び手法を表 10-1-1 に示す。

10-3 事後調査の結果の公表方法

調査結果の公表は、原則として事業者が行うものとするが、公表時期・方法等については 調査の進捗に応じて関係機関と協議の上決定する。

10-4 調査の実施者

調査の実施者:東海旅客鉄道株式会社

表 10-1-1 事後調査の項目

環境影響評価項目		環境影響評価項目	★少男★叶州刀~%医床	古が部木と伝えてしました。四十	調査内容	
環境要素の区分		影響要因の区分	事後調査時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	項目	手 法
水環境	地下水の水位	(工事の実施) トンネルの工事 (存在及び供用) 鉄道施設(トンネル)の存在	工事前、工事中、工事完了後 一定期間	地下水の水位の予測は地質等調査の結果を踏まえ水文地質的に 行っており、予測の不確実性の程度が小さく、採用した保全措置 についても効果に係る知見が蓄積されている。しかしながら、地 下水を利用した水資源に与える影響の予測には不確実性がある ことから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。	トンネル計画路線周辺の 主な井戸の水位	「地下水調査及び観測指針 (案)」(平成5年 建設省河 川局)による
	河川の流 量	(工事の実施) トンネルの工事 (存在及び供用) 鉄道施設(トンネル)の存在	工事前、工事中、工事完了後 一定期間		トンネル計画路線周辺の 主な河川の流量	「地下水調査及び観測指針 (案)」(平成5年建設省河 川局)による
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息地	(工事の実施) ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・トンネルの工事 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置 (存在及び供用) ・鉄道施設(トンネル)の存在	工事中、工事後の繁殖期	イヌワシ、クマタカについて、コンディショニングについては環境保全措置の効果に不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。		目視観測等による確認 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。
植物	重要な種 及び群落	(工事の実施)・トンネルの工事・工事施工ヤード及び工事用道路の設置(存在及び供用)・鉄道施設(トンネル)の存在	各種の生活史及び生育特性等 に応じて設定	重要な種の移植、播種は、環境保全措置の効果に不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。	移植、播種した植物の生育 状況	現地調査(任意観察)による確認 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。
生態系	地域を特徴づける生態系	(工事の実施)・建設機械の稼働・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行・トンネルの工事・工事施工ヤード及び工事用道路の設置 (存在及び供用)・鉄道施設(トンネル)の存在	施工中、施工後の繁殖期	クマタカについて、コンディショニングについては環境保全措置 の効果に不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後 調査を実施する。		目視観測等による確認 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。